

令和6年6月27日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

総務生活委員会

委員長 井坂 章

### 議案の提出について

次の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 記

#### 1. 議案番号及び件名

議案第 62号 再審法改正を求める意見書提出について

## 再審法改正を求める意見書

「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ刑事訴訟法再審規定の速やかな改正を求める。

### 記

- 1 えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第4編再審）に、現行法上、証人尋問手続や証拠開示手続などの具体的手続が規定されていないこと、そのため再審請求事件の審理方法を裁判所の広範な裁量に委ねていることに問題が存在し、その結果、多くのえん罪被害者の救済が阻まれ、同被害者の基本的人権を侵害する危険を有している。
- 2 地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体である本市にとっても、重大な問題である。  
本市の住民が安心して生活するため、国家として必要な法整備をしておいただかなければならないところ、現在の再審法では、本市の住民がえん罪の被害に遭った場合に救済されない危険を有する状態が続くことになる。
- 3 そこで、本市議会は、再審法を改正し、再審請求事件の審理の適正を制度化し、「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ再審法の具体的手続規定を設けるべきと考える。  
ゆえに、本市議会は、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を求め意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

ひたちなか市議会

内閣総理大臣  
衆議院議長           あて  
参議院議長